

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県 第 0870200870 号)

当施設は利用者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	8
7. 残置物引取人.....	10
8. 緊急時・事故発生時の対応について.....	10
9. 苦情の受付について.....	11
10. 第三者評価の実施状況について.....	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 秀和会
- (2) 法人所在地 茨城県日立市国分町3丁目12番10号
- (3) 電話番号 0294-36-7300
- (4) 代表者氏名 理事長 川島 ミドリ
- (5) 設立年月日 平成15年12月3日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成17年3月15日指定
茨城県0870200870号
- (2) 施設の目的 心身の障害のため常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方が入所をし、自立的日常生活を営むことを支援することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 鮎川さくら館
- (4) 施設の所在地 茨城県日立市国分町3丁目12番10号
- (5) 電話番号 0294-36-7300
FAX番号 0294-36-7562
- (6) 施設長 麻植 盛樹
- (7) 運営方針 老人福祉法及び関係法令を遵守し、利用者様の一人ひとりの意思と人格を尊重し、利用者様へのサービスの提供に関する計画書に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置き、各ユニットにおいて利用者様が相互に社会的関係を築きながら自立的な日常生活を営むことを支援する。
- (8) 開設年月日 平成17年3月4日
- (9) 入所定員 70人
- (10) 入所対象者 日立市特別養護老人ホーム入所指針に基づき、入所の対象とする。

(別添)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当特別養護老人ホームの居室は全て個室（1室あたり約12.00㎡以上）制の10人を一単位とするユニット ケアシステムを導入しております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	70室	設置場所2階
ユニットスペース	入所7スペース	10室に付き1スペース設置
機能訓練室	1室	
浴室	6室	機械浴・特殊浴槽 一般浴槽（全て小風呂）
医務室	1室	

☆ 居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者様やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

- ・トイレは居室外で各ユニットに3ヶ所ずつ設置しております。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

居室使用料	第4階層	2,066円
	第3階層	1,370円
	第1・2階層	880円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	合計	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1名	—	1名	1名
2. 介護職員	24名以上	1名以上	25名以上	24名
3. 生活相談員	3名	—	2名	1名
4. 看護職員	3名以上	1名以上	4名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	—	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	—	1名	1名
7. 医師	—	1名	1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	—	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	週2回以上
2. 介護職員	早朝： 6：30～15：30 日中：12：30～21：30 夜間：21：30～ 6：30
3. 看護職員	早朝： 8：00～17：00 日中： 9：00～18：00

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者様に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、（食事及び居室利用に係る標準自己負担額を除き）利用料の通常7割から9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者様の身体の状況および嗜好を考慮し適時、適温の食事を提供します。
- ・ 利用者様の自立支援のため離床して各ユニットのユニットスペースにて食事をとって頂く事を原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 個別浴槽（1人浴槽）使用し、利用者様のニーズに合わせた入浴機会を提供します。
- ・ 身体清潔を維持し、精神的快適な生活を営む為、適切な方法で入浴の機会を提供します。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。
*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

利用者の要介護度に応じた下記の単位数の合計に10.45円を乗じて算出した金額から介護保険給付費額を除いた金額（介護保険負担割合証に記載された割合）と食費に係る標準自己負担額及び居室使用料の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

（1日あたり）

1. サービス利用に係る基本単位数	要介護 1 670 単位	要介護 2 740 単位	要介護 3 815 単位	要介護 4 886 単位	要介護 5 955 単位
2. 日常生活継続支援加算	46 単位				
3. 看護体制加算 I	4 単位				
4. 看護体制加算 II	8 単位				
5. 夜勤職員配置加算IV2	21 単位				

（1ヶ月あたり）

6. 科学的介護推進体制加算 I 又は II	I : 40 単位 又は II : 50 単位
7. 褥瘡マネジメント加算 I 又は II	I : 3 単位 又は II : 13 単位
8. 介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月の総単位数（加算を含む）に対して 14.0%の加算

- ☆ 利用者様が新規入所もしくは30日を超える病院又は診療所への入院後に、再び入所した場合30日間は、初期加算として、1日当たり30単位が加算されます。
- ☆ 事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するために、外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているため、安全対策体制加算として、入所時に限り1月あたり20単位が加算されます。
- ☆ 利用者様の疾病治療の手段として療養食（糖尿病食等）を提供する場合、食事にかかる標準自己負担額に、療養食加算として、1回につき6単位が加算されます。
- ☆ 当施設では、医師が医学的見解に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者または家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、看取り介護加算 II として、死亡日以前45日を限度とし加算されます。

看取り介護加算1	72単位	（死亡日以前31日～45日）
看取り介護加算2	144単位	（死亡日以前4日～30日）
看取り介護加算3	780単位	（死亡日の前日・前々日）
看取り介護加算4	1580単位	（死亡日）

- ☆ 配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し診察を行った場合（医師による死亡診断を行った場合も同様）、配置医師緊急時対応加算として、1回につき325単位、早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）の場合1回につき650単位、深夜（22：00～6：00）の場合1回につき1300単位が加算されます。
- ☆ 利用者様が入院又は外泊をされた場合、6日を限度とし、外泊時加算として、1日につき246単位と、所定の居室使用料をご負担いただきます。
- ☆ 経管により食事を摂取する利用者様について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合、経口移行加算として、1日あたり28単位が加算されます。
- ☆ 著しい誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為の取り組みを実施した場合に、経口維持加算Ⅰとして、1月あたり400単位が加算されます。又、誤嚥が認められる方に対し、経口摂取を維持する為の取り組みを実施した場合においては、経口維持加算Ⅱとして1月あたり100単位が加算されます。
- ☆ 利用者様が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、施設管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行った場合、再入所時栄養連携加算として、1回につき200単位が加算されます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合（法改正）、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。
- ☆ 利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額及び居室使用料を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様又はご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供

ご契約者に提供する食事(食材料費)の費用です。

食費	第4階層	日額	1,445円
	第3階層(2)	日額	1,360円
	第3階層(1)	日額	650円
	第2階層	日額	390円
	第1階層	日額	300円

※ 介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

②特別な食事（酒を含みます。）

利用者様又はご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

[美容サービス]

月に2回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

（＊物価の変動、業者の都合等により決定いたします。）

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者及び利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要する場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活に必要な諸消耗品については原則としてご契約者もしくはそのご家族等が必要に応じて購入して頂くこととします。但し、それにより難しい場合はご契約者の申し出によって事業者が購入してその費用を負担頂きます。

⑦ ご家族の宿泊

利用者様の各個室へのご家族の宿泊をされる場合、次により負担いただきます。

- ・ 簡易ベッド使用料（寝具付） 1泊につき 1,000円
- ・ 食事代 1食につき 700円

⑧ 行政手続、申請代行

ご契約者もしくは利用者様が行わなければならない種々の行政上の手続などを代行サービスします。

利用料金 1回につき 100円

⑨ 移送

ご契約者及び利用者様からの要求で通院または外出を行う場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費（自動車を使用した場合は1km50円）をいただきます。

⑩ 契約書第18条に定める所定の料金

利用者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

入所者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	7,002円	7,733円	8,517円	9,259円	9,980円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2週間前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日から月末の間に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|----------------|
| ア．窓口での現金支払 |
| イ．郵便口座からの引き落とし |
| ウ．銀行口座からの引き落とし |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	鳴崎病院
所在地	日立市会瀬町3丁目23番1号
診療科	整形外科

医療機関の名称	医療法人 秀仁会 川島クリニック
所在地	日立市桜川町1丁目1番地1号
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	松浦歯科医院
所在地	日立市鮎川町1丁目11番8号

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者様に退所していただくこととなります。（契約書第12条参照）

- | |
|--|
| ① 要介護認定により利用者様の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第13条、第14条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 利用者様が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者様が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第15条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時に利用者様の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ 利用者様が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合⑤ 利用者様が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|---|

*** 利用者様が病院等に入院された場合の対応について* (契約書第17条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合
1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金(246円+居室使用料)をご負担いただきます。
② 上記期間を超える入院の場合(7日以上3ヶ月以内)
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、7日以上入院については、負担限度額認定の適用がないため、所定の居室使用料(2,066円)をご負担いただきます。
③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所できるとは限りません。

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第16条参照)

利用者様が当施設を退所する場合には、ご契約者又は利用者様の希望により、事業者は利用者の方の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ 利用者様が退所後、居宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 残置物引取人(契約書第19条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者様の所持品(残置物)をご契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 緊急時・事故発生時の対応について

(1) 日常

当施設内に危機管理委員会を設置し、日常より業務、設備、環境について事故防止の観点から改善、改良を行うことで事故を未然に防ぐ体制をとっております。

(2) 発生時

緊急時・事故発生時においては、ご家族の方へ連絡するとともに、状況に応じて利用者様の病院受診を行います。又、特に緊急を要する場合には救急車等で総合病院へ搬送する場合があります。

(3) 状況報告

事故については、事故当時の状況について所定の書式により責任者及び管理者へ報告されると共に、この報告を基にご家族の方へ説明し、以後の対応ができる体制をとっております。

(4) 事後対応

施設長は報告された事故について総合的に判断し、結果として必要と判断される場合には、第三者委員、日立市介護保険課へ事故発生について報告します。

(5) 再発防止

事故の報告だけでなく、事故に至らなかったものの事故になる危険性が高かった出来事についても責任者及び管理者へ報告され、この報告を基に管理者、各責任者及び危機管理委員会での再発防止策検討、徹底を行う体制をとっております。

9. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、ご意見箱を1階自動販売機脇に設置しています。

○ 苦情受付窓口（担当者）
[役職/氏名] 生活相談員／花田 朋子 海老沢 祐希
[受付時間] 毎週月曜日～金曜日 10:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日立市役所 介護保険課	所在地 日立市助川町1-1-1 Tel/Fax 0294-22-3111/0294-24-2281 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 Tel/Fax 029-301-1565/029-301-1579 受付時間 9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 Tel/Fax 029-305-7193/029-305-7194 受付時間 9:00～17:00

10. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「鮎川さくら館」

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

契約者

住所

氏名 印 (続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 4426.05㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成 17 年 3月 15日指定 茨城県 0870200870 号 定員10名

[通所介護] 平成 17 年 3月 31日指定 茨城県 0870200888 号 定員18名

[居宅介護支援事業]平成 17 年 6月 1日指定 茨城県 0870200920 号

(4) 施設の周辺環境

日立のほぼ中央に交通車輛の少ない住宅地に立地し、極めて騒音の少ない場所である。日当りは良好で、かつ太平洋が一望できる環境にある。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…………利用者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者様に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…………利用者、ご家族様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…………主に利用者様の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者様の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員（看護師が兼務いたします）を配置しています。

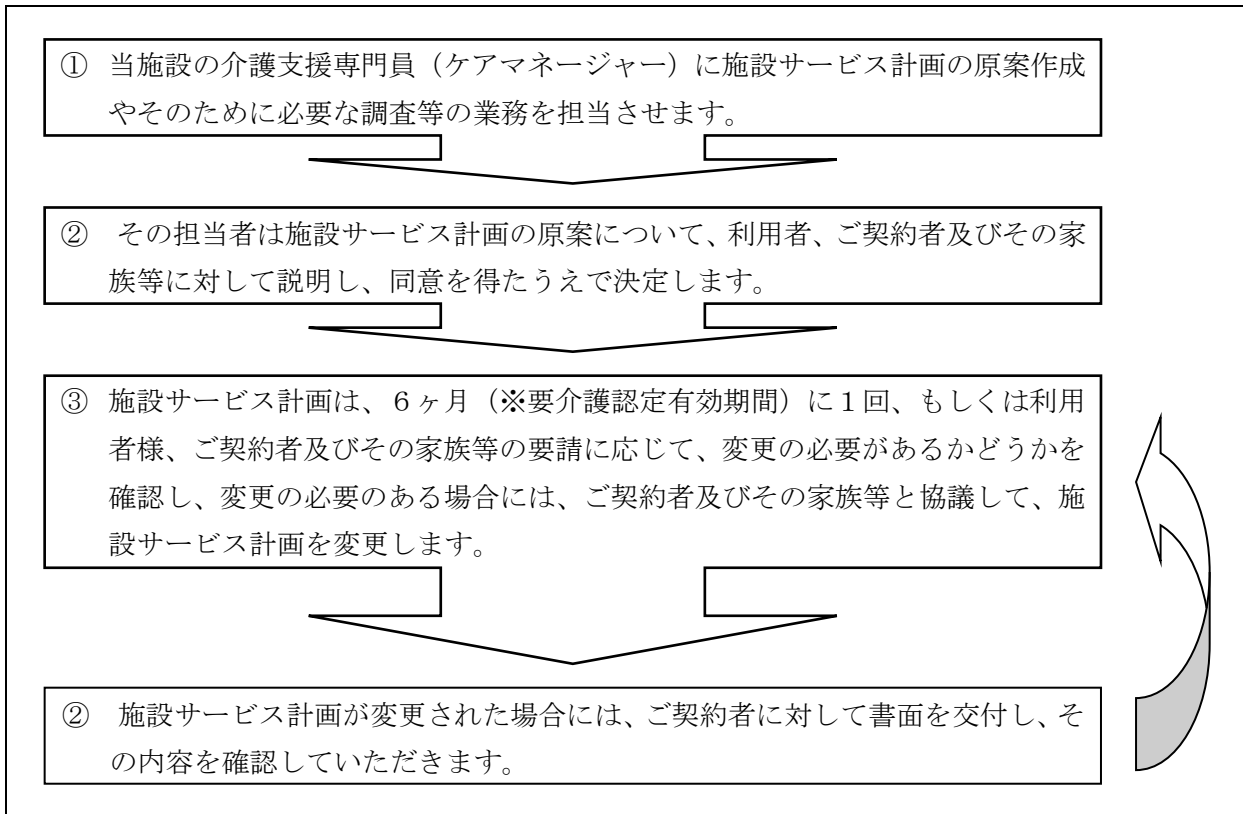
介護支援専門員…利用者様に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…………利用者様に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の非常勤医師がおります。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 利用者様が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者様又はご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者様又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者様やご契約者、又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、利用者様の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・施設内における安全・衛生の確保に障害を及ぼす恐れのあるもの

(2) 面会

面会時間 (平日) 9:00～20:00

(日祝日) 9:00～18:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊（契約書第20条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様又はご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

館内は全面禁煙です。館外所定の喫煙スペースで喫煙できます。